

和の住まいの推進

国土交通省住宅局
住宅生産課 木造住宅振興室

関係省庁との連携による「和の住まい」の推進

- 関係省庁が連携し、日本の地域の気候・風土・文化に根ざした住まいづくりや住まい方を含めた**日本の住文化の良さの再発見・普及に向けた「和の住まい」を推進。**

＜和の住まい推進関係省庁連絡会議＞

文化庁、農林水産省、林野庁、経済産業省、国土交通省、観光庁により構成

住まいの要素

瓦屋根、深い軒、板壁、漆喰壁、高窓・天窓、すだれ・よしず、格子、雨戸、襖・引戸、欄間、障子、続き間、縁側、玄関、吹抜け、畳、板の間、土間、真壁、大黒柱、床の間、囲炉裏、土壁、濡れ縁、坪庭、植栽、前庭…

卓袱台、炬燵、七輪、布団、座布団、蚊帳、行水、打ち水、着物、羽織、袴、下駄、草履、湯たんぽ、風呂敷、団扇…

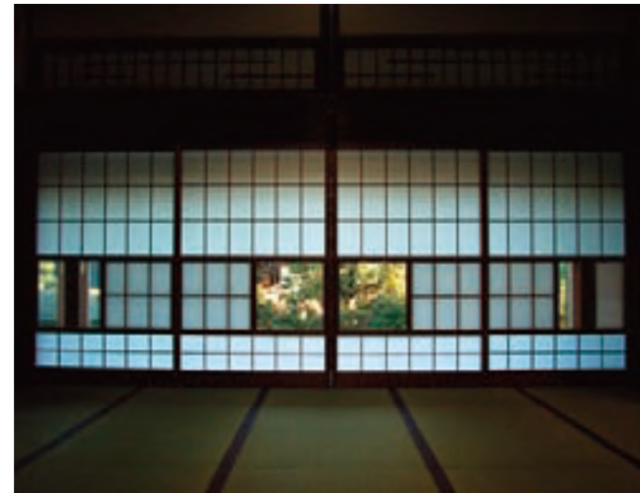
主な活動

（１）ホームページを通じた情報提供

- 「和の住まい」を紹介するパンフレット、関係省庁による関連施策をとりまとめて情報提供
- パンフレットの改定など情報提供の充実を図る

（２）リレーシンポジウムの開催

- 平成25年より全国各地で和の住まいの普及のためのシンポジウムを開催
- 令和6年度までに47都道府県、延べ65ヶ所で開催



住生活基本計画(全国計画)への和の住まいの推進の位置づけ

- **令和8年3月に、住生活基本計画を改定**。2050年を見据え、市場機能の進化を通じた住宅ストック価値の最大化や人生100年時代の住生活を支える基盤の再構築を目指す取組を推進。
- 基本的な施策として、**畳や瓦など地域の自然素材を利用する「和の住まい」の推進**を位置づけ、**失われつつある伝統的な住文化の良さなどを再認識できる機会の創出**の必要性について記載。

目標10 担い手の確保・育成や海外展開等を通じた住生活産業の発展

2050年に目指す住生活の姿

- 地域の気候・風土・文化に根ざした住まいづくりや住まい方を含め、**失われつつある我が国の伝統的な住文化の良さが再認識され、地域の担い手により継承される**

基本的な施策

(「和の住まい」の推進)

- 我が国の伝統的な住まいや住文化としての「和の住まい」の価値の再認識、それを支える伝統技能の継承と担い手育成、伝統産業の振興・活性化の促進
 - ・ **畳・襖・瓦・土壁・漆喰をはじめとする地域の自然素材を利用する「和の住まい」の推進**に向けた環境の整備
 - ・ 国内外に向けた「和の住まい」を構成する素材や住文化の魅力の普及啓発の推進

住生活リテラシーの向上 (※第4 施策の総合的かつ計画的な推進 の(6))

国民の住生活リテラシー向上を推進するに当たっては、耐震性能や省エネ性能、耐久性能など、住宅の性能に関わるものに加え、**畳・襖・瓦・土壁・漆喰をはじめとする地域の自然素材を活用し、気候・風土・文化に根ざした「和の住まい」など、失われつつある伝統的な住文化の良さや技能の継承に向けた担い手育成の必要性について、再認識することができる機会を創出**する必要がある。

例えば、瓦屋根や土壁・漆喰壁等により形成される落ち着いた町並み・景観、和室における天然い草畳の触感、香り等の五感に響く豊かさ、襖による柔軟な空間利用等に関する情報や体験の提供も重要である。

様々な機会を捉えた和の住まいの情報発信の強化

- 本年10月に熊本県で開催される住生活月間関連イベントにおいて、畳や瓦など地域の自然素材を利用する和の住まいの魅力を発信するシンポジウムを開催予定。
- 来年3月から開催される横浜グリーンエキスポにおいても「和の住まい」に関する幅広い情報の発信を予定。



和の住まい
推進リレーシンポジウムin香川

参加費 無料

講演
「和の住まいのすすめ」
関係者庁担当官（国土交通省・文化庁・農林水産省・経済産業省）

基調講演
和の住まいの「不易流行」を考える
〜との世代にも響く美しく快適な和の住まいとは〜
三浦 祐成氏（株式会社新建築新聞社 代表取締役社長）

2024年
10月6日(日)
14:00～16:30（受付13:30～）
サンメッセ香川【中会議室】
香川県高松市林町2217-1（駐車場あり）
会場参加 定員80名（定員になり次第締め切り）

基調講演講師
株式会社新建築新聞社 代表取締役社長
三浦 祐成氏

主催：一般社団法人 香川県総合建設センター 共催：一般社団法人 木を活かす建築推進協議会
協力：和の住まい推進関係者庁連絡会議（国土交通省・農林水産省・経済産業省・林野庁・文化庁・観光庁）
後援：香川県 一般社団法人 JBN・全国工務店協会

シンポジウムの周知（R6 香川）



大分県でのシンポジウムの様子（R5 寺院）



住生活月間関連イベントにおける組立和室の展示（R7 長野）

横浜グリーンエキスポでの情報発信

日本政府苑イベントスペース等における「和の住まい」のシンポジウムや、和の建材の展示等を検討



日本政府苑 外観イメージ



公式マスコットキャラクター
トウクツウク

伝統的構法による住宅(気候風土適応住宅)の普及の強化

- 我が国の歴史・気候風土に根ざした木造文化の伝承などの観点から、**建築物省エネ法において、伝統的な構法による住宅を「気候風土適応住宅」として位置づけ**（省エネ基準のうち断熱性能に関する基準の適用が除外）。
- 特に、地域の気候風土に根づいた伝統的住宅を継承するため、国が定める要件に限らず、地方公共団体の独自基準による気候風土適応住宅を可能とし、**地方公共団体による独自基準の策定への支援を強化**。
（シンポジウムの開催、自治体と連携して活動する建築関係団体等の取組に対する支援など）
- また、令和8年度税制改正にて、住宅ローン減税の適用対象（省エネ基準適合住宅）に追加。

一般的な在来軸組構法



伝統的木造住宅



伝統構法等の住宅については、断熱構造化が難しい場合がある。

＜地方公共団体による独自基準策定状況＞ 2026/4/22時点

運用時期	基準を定めた所管行政庁	対象地域
R3年4月	熊本県（県及び熊本市、八代市、天草市）	県内全域
R4年3月	宮崎県（県及び宮崎市、延岡市、都城市、日向市） ※令和7年8月改正	県内全域
R5年12月	埼玉県飯能市 ※試行版	飯能市内に新築される延べ床面積が 300 ㎡未満の住宅
R6年4月	長崎県（県及び長崎市、佐世保市、島原市、大村市、五島市） ※令和7年4月改正	県内全域
	鹿児島県（県及び鹿児島市、薩摩川内市、霧島市、鹿屋市）	県内全域
R7年4月	富山県	県内全域
	滋賀県（県及び大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、東近江市）	県内全域
R7年11月	愛知県（県及び春日井市、半田市、豊川市、安城市、西尾市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市）	県内9市
R8年4月	大分県（県及び大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、宇佐市）	県内全域
	徳島県（徳島市を除く）	県内全域（徳島市を除く）

小規模伝統的木造建築物等に係る構造計算適合性判定の特例(法第6条の3第1項)

改正主旨

R7.4.1 施行

- 通常は構造計算によることなく仕様規定に適合させることにより構造安全性が確保される小規模の建築物であっても、伝統的構法等で一部の仕様規定を満たせない場合、高度な構造計算により構造安全性を確認している。(第20条第1項第4号ロ)
- 小規模建築物であっても、高度な構造計算により構造安全性を検証した場合、建築確認における構造計算の審査に加え、構造計算適合性判定による複層的な確認が必要。(法第6条の3第1項)



写真出典 (一部) 気候風土適応住宅の認定 事例集
(一社) 環境共生住宅推進協議会

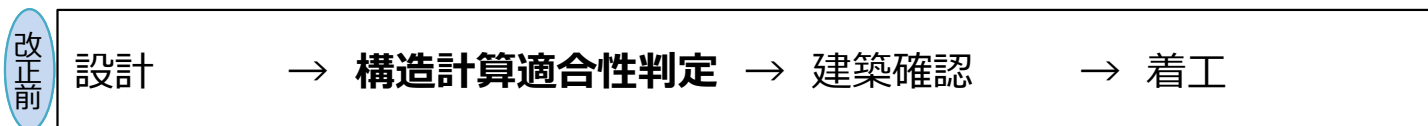
石場建て
〔柱と基礎を緊結しない〕
= 仕様規定に不適合

【適用される基準及び審査手続の比較】

	適用基準		審査手続	
	仕様規定	構造計算	建築確認	構造適判
一般的な小規模木造建築物	○	—	○	—
伝統的木造建築物等	△ (一部不適合)	○	○	○

改正概要

- 小規模な伝統的木造建築物等について、構造設計一級建築士が設計又は確認を行い、専門的知識を有する建築主事等が建築確認審査を行う場合は、構造計算適合性判定を不要とする。



※1構造設計一級建築士、※2専門的知識を有する建築主事等 (構造計算適合判定資格者)

自然排煙口の不燃化措置の合理化(令第126条の3関係)

公布: 令和7年9月3日(告示令和7年10月31日) 施行: 令和7年11月1日

令第126条の3第1項第二号において、排煙設備の排煙口、風道その他煙に接する部分は、不燃材料で造ることとしている。

背景

- 建築物の省エネ化推進に伴い、開口部の断熱性能の向上が求められているが、令第126条の3第1項第2号の規定に基づき、排煙設備の排煙口はアルミサッシ等の不燃材料としなければならない、排煙口を断熱性能の高い樹脂サッシとすることができないという課題がある。
- また、排煙設備規定に係る既存不適格建築物を用途変更又は増築等する際、現行規定への適合が求められるが、既存の開口部を自然排煙口として利用するためには、木サッシからアルミサッシ等に取り換えなければならない、昔ながらの風合いを活かすことができないという声もある。

合理化概要

排煙口の内、自然排煙口については、不燃材料以外の材料で造ることを可能とする（機械排煙口は従来どおり不燃材料で造る必要がある）

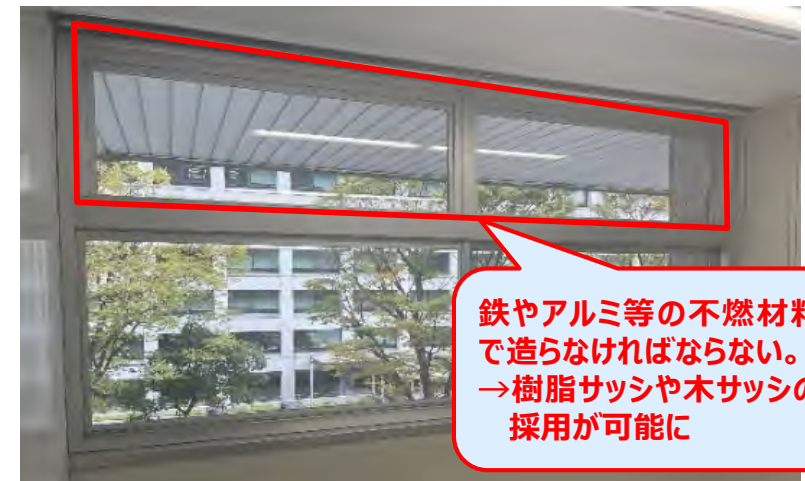
⇒自然排煙口への樹脂サッシや木サッシの採用が可能に

※排煙の方式は、主に以下の2種が該当する。

自然排煙：直接外気に面する窓等から、自然の力を利用して煙を屋外に排出する方法。

機械排煙：機械力で強制的に煙を屋外に排出する方式。

合理化イメージ



改正前の自然排煙口のイメージ

サーキュラーエコノミーの実現に資する既存住宅の活用拡大を図るため、省エネ改修に加え、長寿命化や、子育て、防犯など地域の課題解決に向けた改修など、既存住宅の改修に対する支援を強化する。

※赤枠太囲い部分は拡充内容

住宅

省エネ型

■ 対象事業

省エネ診断の費用、設計費用及び改修費用

- ※ 設備の効率化に係る工事については、開口部・躯体等の断熱化工事と同額以下。
- ※ 「改修費用」には、「ZEH水準」に適合させる改修と併せて実施する「構造補強工事」の費用を含む。
- ※ 「省エネ基準」又は「ZEH水準」に適合させる改修と併せて実施する「特定課題対応リフォーム」の費用を含む。
- ※ 改修後に耐震性が確保されることが必要（計画的な耐震化を行うものを含む）。
- ※ 省エネ基準適合義務の施行後に新築された住宅又はその部分は、ZEHレベルへの改修のみ対象。

■ 交付額

補助対象	補助割合
省エネ診断	(民間) 国と地方で2/3、民間1/3 (地方) 国1/2、地方1/2
設計・改修	省エネ基準 300,000円/戸 【定額(交付対象費用の4割を限度)】 ZEH水準 700,000円/戸 【定額(交付対象費用の8割を限度)】

- ※ 省エネ改修の地域への普及促進に係る取組を行う場合に重点的に支援
- ※ 耐震改修と併せて実施する場合は、住宅・建築物安全ストック形成事業等において実施
- ※ 国・地方で1/2ずつの負担

性能向上型

■ 対象事業

以下の①、②及び③を満たすリフォーム工事に係る設計費用及び改修費用

- ① インспекションの実施、かつ、維持保全計画・履歴の作成
- ② 工事後における、劣化対策、省エネルギー性及び耐震性の確保
- ③ ②等の性能向上、三世帯同居対応、子育て世帯対応、防災性・レジリエンス性能の向上にあたる改修のいずれかへの該当

- ※ インспекション、リフォーム履歴情報の作成、維持保全計画の作成、リフォーム瑕疵保険の保険料を含む。
- ※ 上記①・②・③を満たす改修と併せて実施する「特定課題対応リフォーム」の費用を含む。

■ 交付額

補助対象	補助割合
設計・改修	評価基準 800,000円/戸 【定額】 認定基準 1600,000円/戸 【定額】

- ※ 三世帯同居、子育て世帯等、既存住宅購入の場合は500,000円/戸加算
- ※ 国・地方で1/2ずつの負担

建築物

省エネ型

■ 対象事業

省エネ診断の費用、設計費用及び改修費用

- ※ 設備の効率化に係る工事については、開口部・躯体等の工事と併せて実施するものに限る。
- ※ 「省エネ基準」又は「ZEB水準」に適合させる改修と併せて実施する「特定課題対応リフォーム」の費用を含む。
- ※ 改修後に耐震性が確保されることが必要（計画的な耐震化を行うものを含む）
- ※ 省エネ基準適合義務の施行後に新築された建築物又はその部分は、ZEBレベルへの改修のみ対象。

■ 交付率

補助対象	補助割合				
省エネ診断・設計	(民間) 国と地方で2/3、民間1/3 (地方) 国1/2、地方1/2				
改修	(民間) 国と地方で23%、民間77% (地方) 国11.5%、地方88.5% 【補助限度額】 <table border="1"> <tr> <td>省エネ基準</td><td>5,600 円/㎡</td></tr> <tr> <td>ZEB水準</td><td>9,600 円/㎡</td></tr> </table>	省エネ基準	5,600 円/㎡	ZEB水準	9,600 円/㎡
省エネ基準	5,600 円/㎡				
ZEB水準	9,600 円/㎡				

- ※ 耐震改修と併せて実施する場合は、住宅・建築物安全ストック形成事業等において実施

特定課題対応リフォーム

○レジリエンス性能の確保、雪害対策、防犯対策、気候風土適応に係る措置等の「地域の住宅・建築物に係る課題の解決につながる要素」を含む改修工事（地方公共団体の策定する「住生活基本計画」に位置付けられた課題に対する改修工事に限る。）

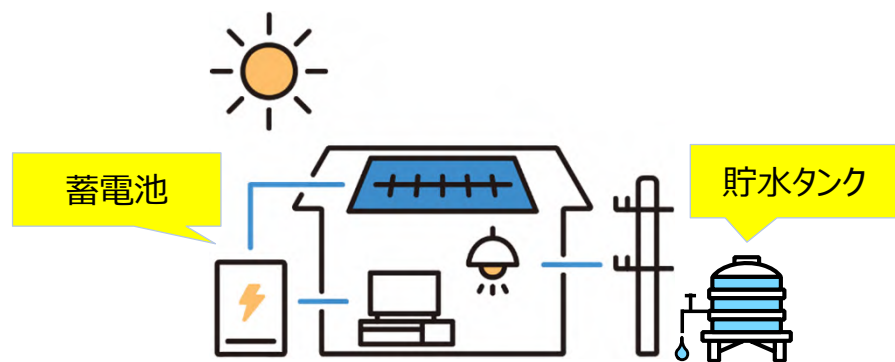
特定課題対応リフォームの概要とイメージ(1/2)

「市町村住生活基本計画（任意）」を策定し、かつ、当該計画において下記に示すような**地域課題の解決につながるリフォームに取り組む項目を位置づけている市町村**を対象に、省エネ改修に加えて行う「特定課題対応リフォーム」を、交付金の支援対象とする。

<地域課題の解決につながるリフォームのイメージ>

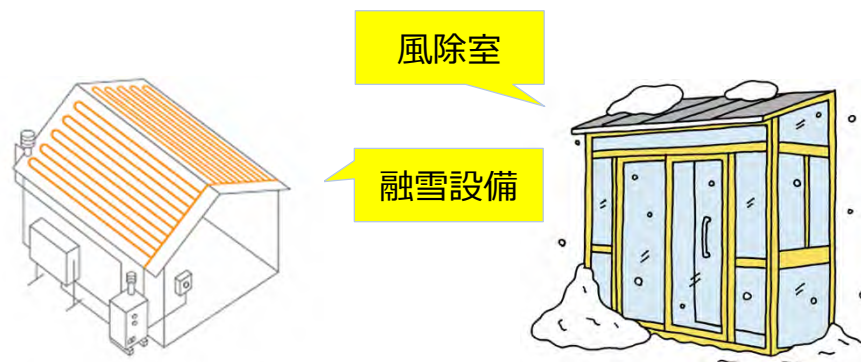
レジリエンス性能の確保

※被災後の自宅避難を可能とする設備など



雪害対策

※雪下ろしの負担軽減、落雪防止、開口部の断熱性向上など



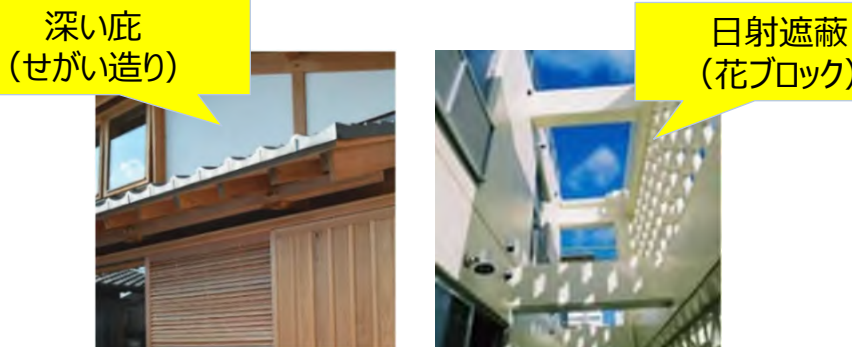
防犯対策

※侵入防止の対策がとられたドア、窓、錠など



気候風土適応

※地域の状況に応じた伝統的・特徴的な工法や様式など



特定課題対応リフォームの概要とイメージ(2/2)

住宅産業における地産地消の推進

●地域産材を活用したリフォーム



地域材の活用



地域の自然素材を活用した建材（畳・瓦など）の活用

伝統的な構法の住宅や古民家等の活用

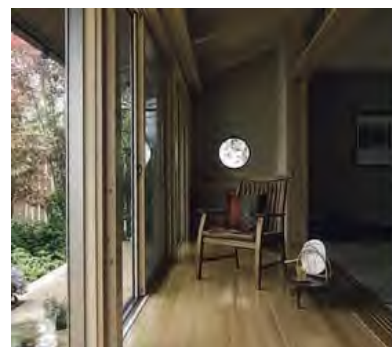
●伝統的な街並みや住まいに配慮したリフォーム



漆喰壁



深い庇（せがい造り）



縁側



襖・続き間

●古民家の活用（住宅以外への用途変更に伴うリフォームも含む）

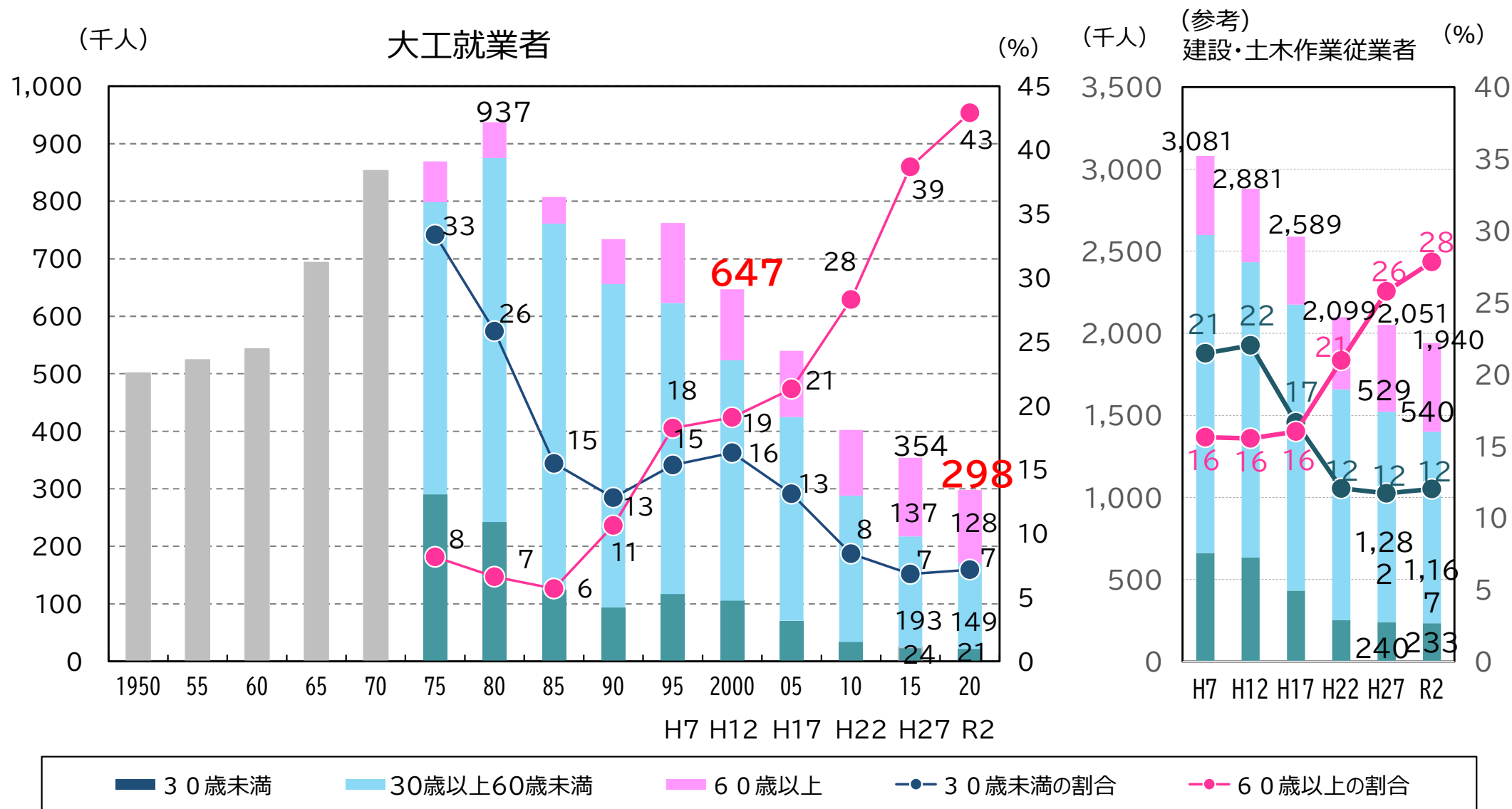
【出典】地域材の活用(左)：林野庁HP (<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/tenryu/koubai/koukoku1/R6-4th-03.html>)

深い庇(せがい造り)：「気候風土適応住宅」の解説2024年度版(一般財団法人住宅・建築SDGs推進センター)

その他：和の住まいのすすめ(和の住まい推進関係省庁連絡会議)より

大工就業者数の推移

- 木造住宅の担い手である大工就業者数は、令和2年に約30万人と、20年間で半減。
- 人数の減少率と高齢化（60歳以上の比率）は、建設業従業者(全体)に比べて大きい。



(総務省「国勢調査」)

【概要】住宅分野における建設技能者の持続的確保懇談会 とりまとめ(R7.10)

【座長：蟹澤宏剛 芝浦工業大学 建築学部建築学科 教授】

現状と今後の見通し

- ・減少・高齢化率の現状と将来予測(2000年→2020年→2035年)
大工就業者数:65万人→30万人→15万人
(建設全体:356万人→245万人→193万人)
- 大工就業者高齢化率(60歳以上):22%→40%→41%
(建設全体:7%→27%→35%)
- ・女性技能者の割合(R2時点):大工1.5%(建設全体2.7%)

課題

- ・他産業と比較して不安定かつ不十分な就労環境
- ・技能の継承の難しさと教え手の不足
- ・学生、学校、保護者からの仕事の見えにくさ
- ・女性が働くのが難しい職場環境(トイレ・更衣室 等)
- ・中小の個社による雇用・教育体制の確保の難しさ 等

検討の視点と方向性

視点2:育成環境の整備

<方向性>

- ・業界団体と教育機関等が連携した住宅建設技能者の重要性和魅力の発信
- ・技能者の体系的な育成体制の構築

視点1:選ばれる業界・職場への変革

<方向性>

- ・社員大工化の推進
- ・他産業に劣らない就労環境の確保
- ・キャリア形成の見える化
- ・技能者の能力評価、やりがいの醸成(CCUSなど)

視点3:担い手の裾野の拡大

<方向性>

- ・女性や外国人材が適切に働ける環境の整備
- ・高齢の技能者の活躍の促進
- ・地域の担い手の拡大
(コミュニティ大工+施主+地域住民等)

視点4:マネジメントの強化

<方向性>

- ・地域工務店の経営基盤の強化(事業承継・M&A・アライアンスなど)
- ・新たな時代に応じたビジネスモデルの展開(維持管理(点検・修繕)、リフォーム、木造建築物など)
- ・生産性の向上に向けた技術の導入・活用(パネル化、DX・AIなど)

【実現したい社会】

他産業に劣らない就労環境の下、住宅分野の建設技能者が確保され、
結果として、質の高い住まいの安定的な供給と適切な維持管理・更新が行われる社会

➡ 今後、住宅分野の担い手確保に向けて官民で連携して取り組むための中長期ビジョンを策定